2024 年 10 月 1 日

吸収分割に関する事後開示事項

東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
旭化成株式会社
代表取締役　工藤　幸四郎

東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
旭化成バッテリーセパレータ株式会社
代表取締役　谷口　龍

旭化成株式会社（以下「分割会社」といいます。）と旭化成バッテリーセパレータ株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024 年 6 月 4 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、同年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の事業のうちリチウムイオン電池用セパレータ「ハイポア™」事業に関する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

１．本件吸収分割が効力を生じた日

2024 年 10 月 1 日

２．分割会社における法定手続の経過

(1)会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

本件吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による分割会社の株主による吸収分割の差止請求は認められておりません。

(2)会社法第 785 条の規定による手続の経過

本件吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 785 条の規定による株式の買取請求に係る手続は行っておりません。

(3)会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4)会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 7 月 16 日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。なお、分割会社には、会社法第 789 条第 3 項の規定に従って催告すべき不法行為債権者はありません。

３．承継会社における法定手続の経過

(1)会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであったため、会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2)会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2024 年 6 月 25 日付で株主に対する通知を行いましたが、承継会社の株主は分割会社のみであったため、会社法第 797 条第 1 項に従い承継会社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3)会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 7 月 16 日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

４．吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日をもって、分割会社からリチウムイオン電池用セパレータ「ハイポア™」事業に関する権利義務を承継しました。承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ以下のとおりです。

承継資産額（概算、2024 年 6 月末時点）	144,545 百万円
承継負債額（概算、2024 年 6 月末時点）	10,716 百万円

５．会社法第 923 条の変更の登記をした日

本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日から 2 週間以内に登記を申請する予定です。

６．その他重要な事項

本件吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する分割会社における簡易分割に該当します。また、分割会社は、本件吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 90 号)附則第 5 条の規定に基づく協議並びに会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成 12 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づく労働者及び労働組合への通知等を行いましたが、所定の期間内に異議を申し出た労働者はありませんでした。

以上